臨床検査技師・理学療法士・臨床工学技士・言語聴覚士・歯科衛生士向け

医療職の転職 手続きチェックリスト

作成：2026年11月　／　転職辞典（tensyoku-jiten.com）

退職前から入社までの公的な手続きと免許の手続きを、「期限」「どこへ・どうやって」「何を出すか」で並べました。終わった項目は□に印を付け、右の欄に予定日と済んだ日を書いてください。

期限と窓口は、2026年11月7日に各公式ページで確かめた内容です。右肩の小さな数字は、最後のページにある出所の番号です。手続きの前に、出所のページも開いてみてください。

退職日	新しい勤務先の入社日	氏名・本籍が変わった日（該当する人）
年　月　日	年　月　日	年　月　日

1　退職する前（在職中）

済	やること（期限／どこへ・どうやって／何を出すか）	予定日	済んだ日
□	**雇用保険被保険者証が手元にあるか確かめる**[9][11] **期限**：できれば在職中 **どこへ・どうやって**：手元を確かめる。なくしたら、ハローワークの窓口で再交付を申請（原則その日に発行。郵送はおよそ2週間） **何を出すか**：再交付のときは、申請書と顔写真付きの本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）	月　日	月　日
□	**住民税の残りの払い方を決めて納める**[12] **期限**：一括徴収の希望は退職する前に会社へ。普通徴収は納付書に書かれた期限まで **どこへ・どうやって**：6月1日〜12月31日に辞める人は、一括徴収（給料・退職金から引く）か普通徴収かを選ぶ。普通徴収なら金融機関などで納める **何を出すか**：一括徴収の希望（会社の案内に従う）／普通徴収は、市区町村から届いた納付書 1月1日〜5月31日に辞める人は、自動的に一括徴収（または特別徴収）になります。	月　日	月　日

2　退職したあと

□ **健康保険を3つから選んで加入の手続きをする**[1][2][3][4]

選ぶ先	期限	どこへ・どうやって	何を出すか
任意継続	退職日の翌日から**20日以内**（20日目が土日・祝日なら翌営業日。郵送は必着）	住所地の協会けんぽ支部へ郵送、または電子申請	任意継続被保険者資格取得申出書。退職証明書や離職票の写しなどを添えると審査が早く進みます
国民健康保険	通常は退職後14日以内（大阪労働局の案内）	住所地の市区町村の国民健康保険担当課	市区町村の案内で確かめる
家族の被扶養者	家族の勤務先の案内による	家族の勤務先へ申し出る	家族が入っている健康保険の扶養条件による

在職中の健康保険の資格は退職日までです。任意継続は、退職日までに被保険者期間が続けて2か月以上あることが条件です。健康保険組合など、協会けんぽ以外に入っていた人は、その保険者に問い合わせてください。

予定日：月　日　／　済んだ日：月　日

☐	**国民年金の第1号被保険者の手続きをする**[5][6] **期限**：退職日の翌日から**14日以内** **どこへ・どうやって**：住所地の市区役所か町村役場（次の勤務先に入るまで間が空く人が対象） **何を出すか**：基礎年金番号通知書か年金手帳など番号がわかる書類（マイナンバーカードでも可）。退職直後は、離職票など資格喪失日がわかる書類が要ることがある 扶養されていた配偶者は第3号被保険者の資格を失うので、配偶者も第1号の手続きが必要です。	月　日	月　日
☐	**源泉徴収票を受け取る**[13] **期限**：退職の日以後**1か月以内**に交付される **どこへ・どうやって**：前の勤務先から受け取る。届かないときは、前の勤務先に頼む **何を出すか**：出すものはなし（受け取って3の章で使う）	月　日	月　日
☐	**離職票を受け取り、基本手当を受けるならハローワークへ行く**[9][10] **期限**：受給期間は、原則として離職した日の翌日から**1年間** **どこへ・どうやって**：住所を管轄するハローワークで求職の申込みをし、離職票を出す。離職票が届かないときも同じハローワークへ問い合わせる **何を出すか**：離職票（−1、−2）、個人番号確認書類、身元確認書類、写真2枚、本人名義の通帳かキャッシュカード	月　日	月　日

3　入社までに新しい勤務先へ出すもの（どこへ：新しい勤務先）

済	何を出すか	期限	知っておくこと	済んだ日
☐	**マイナンバー、または基礎年金番号**[7][8]	新しい勤務先の案内による	勤務先が出す資格取得届に、どちらかを書く決まりです。基礎年金番号は年金手帳か基礎年金番号通知書（2022年4月以降に初めて加入した人）で確かめられます	月　日
☐	**雇用保険被保険者証**[11]	新しい勤務先の案内による	被保険者番号は転職しても同じです。勤務先は同じ番号で加入手続きをするので、提出を頼まれることがあります	月　日
☐	**前の勤務先の源泉徴収票**[14]	年末調整に間に合うように	前の勤務先の給与と税額をこれで確かめます。確かめられないと年末調整ができず、自分で確定申告をして精算します	月　日
☐	**給与所得者の扶養控除等（異動）申告書**[15]	就職後**最初の給与を受け取る日の前日まで**	年の途中で就職した人の提出期限です	月　日
☐	**免許証の写し**[16]〜[19]	新しい勤務先の案内による	5職種共通です。名字が変わっているなら、書換えを済ませた免許証の写しを出すと、氏名の食い違いを説明せずに済みます（書換えは4の章）	月　日

4　医療職の免許まわり

☐	**氏名・本籍が変わったら、名簿の訂正と免許証の書換えを申請する**[16]〜[19][21]〜[24] 臨床検査技師 / 理学療法士 / 臨床工学技士 / 言語聴覚士 / 歯科衛生士 5職種とも期限は30日以内です。どこへ出すか・何を出すかは職種で違うので、下の表で自分の行を見てください。	月　日	月　日

職種	期限	どこへ・どうやって	何を出すか
臨床検査技師 **理学療法士**	変わった日の翌日から30日以内	住所地の保健所（一部の県は県庁）へ提出	申請書類等と収入印紙1,000円（登録免許税）。様式は厚生労働省の資格申請案内

職種	期限	どこへ・どうやって	何を出すか
臨床工学技士	変わった日の翌日から30日以内	厚生労働省 医政局医事課試験免許室 免許登録係へ書留で郵送（保健所は窓口でない）	上と同じ書類と収入印紙に、免許証送付用封筒（角形2号・切手660円分・宛名を記入）
言語聴覚士	30日以内（言語聴覚士法第8条）	公益財団法人 医療研修推進財団（指定登録機関）	財団に請求した申請書類一式。手数料と送り先は財団の案内で確かめる
歯科衛生士	30日以内（歯科衛生士法施行規則第3条）	一般財団法人 歯科医療振興財団（指定登録機関）	申請書（様式第二号）と戸籍の謄本または抄本。手数料は財団の案内で確かめる

免許証をなくしたり汚したりしたときの再交付も、同じ申請先です（臨床検査技師・理学療法士・臨床工学技士は収入印紙3,100円）。この3職種について、厚生労働省の資格申請案内に定期的な更新の手続きは載っていません。

☐	**免許証が届く前に働き始めるなら、登録済証明書を受け取る**[20] 臨床検査技師 / 理学療法士 / 臨床工学技士 **期限**：働き始める日まで（3〜4月は2〜3か月ほどかかる場合がある） **どこへ・どうやって**：保健所等へ免許の登録申請をしたあと、葉書かオンライン（医師等免許登録確認システム）で発行。早いのはオンライン **何を出すか**：オンラインは申請サイトで申請情報を入力する 登録済証明書を受け取れば、免許証が届く前でも医療従事者として従事できます（厚生労働省）。	月　日	月　日
☐	**業務従事者届を出す（2年ごと）**[23][24] 歯科衛生士 **期限**：12月31日現在の内容を翌年1月15日まで。**次は2026年12月31日現在の分を2027年1月15日まで** **どこへ・どうやって**：就業地の都道府県知事へ。年末をまたいで転職するなら、12月31日に働いている場所の都道府県 **何を出すか**：様式第五号の届出（氏名・年齢、住所、名簿の登録番号と登録年月日、勤め先の所在地と名称）。様式は都道府県の案内で確かめる 対象は業務に従事している歯科衛生士で、届出の年は平成2年から数えて2年ごとです。	月　日	月　日

出所（2026年11月7日に確認）

1. 全国健康保険協会（協会けんぽ）「任意継続の加入手続きについて」 https://www.kyoukaikenpo.or.jp/faq/voluntary_continuation/003/index.html
2. 協会けんぽ「任意継続の加入条件について」 https://www.kyoukaikenpo.or.jp/faq/voluntary_continuation/002/index.html
3. 協会けんぽ高知支部「退職後の健康保険加入のご案内」 https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kochi/assets/R7ninkei.pdf
4. 厚生労働省 大阪労働局「健康保険について」 https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_hoken/hourei_seido/_17234/hoken.html
5. 日本年金機構「国民年金に加入するための手続き」 https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/kanyu/20140710-04.html
6. 日本年金機構「会社を退職したときの国民年金の手続き」 https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/kanyu/20140710-03.html
7. 日本年金機構「基礎年金番号・基礎年金番号通知書・年金手帳について」 https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/20131107.html
8. 日本年金機構「資格取得届には個人番号（マイナンバー）を必ず記入してください」 https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2023/202310/100202.html
9. ハローワークインターネットサービス「雇用保険の具体的な手続き」 https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_procedure.html
10. ハローワークインターネットサービス「基本手当について」 https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_basicbenefit.html
11. ハローワーク名古屋南「雇用保険被保険者証を再発行する方法は？（転職された方向け）」 https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-hellowork/list/minami/hihokenshashoutowa.html
12. 総務省「日本で働く外国人の方へ 住民税とは？」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000679117.pdf
13. 国税庁 No.7411「給与所得の源泉徴収票」の提出範囲と提出枚数等 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hotei/7411.htm
14. 国税庁 No.2674 中途就職者の年末調整 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2674.htm
15. 国税庁「A2-1 給与所得者の扶養控除等の（異動）申告」 https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_01.htm
16. 厚生労働省「資格申請案内」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsei.html
17. 厚生労働省 臨床検査技師（衛生検査技師）名簿の訂正と免許証書換え／免許証の再交付 申請手続について https://www.mhlw.go.jp/content/001755525.pdf https://www.mhlw.go.jp/content/000740177.pdf
18. 厚生労働省 理学療法士名簿・作業療法士名簿の訂正と免許証書換え／免許証の再交付 申請手続について https://www.mhlw.go.jp/content/001755660.pdf https://www.mhlw.go.jp/content/000740185.pdf
19. 厚生労働省 臨床工学技士名簿の訂正と免許証書換え／免許証の再交付 申請手続について https://www.mhlw.go.jp/content/001755531.pdf https://www.mhlw.go.jp/content/000740204.pdf
20. 厚生労働省「登録済証明書をオンラインで受け取れます」 https://www.mhlw.go.jp/content/001293252.pdf
21. 公益財団法人 医療研修推進財団「言語聴覚士免許証の書き換えや再交付等の各種申請手続について」 https://www.pmet.or.jp/about-3-6／e-Gov法令検索「言語聴覚士法」第8条 https://laws.e-gov.go.jp/law/409AC0000000132
22. 厚生労働省「医療関係職種における籍（名簿）訂正申請に課される登録免許税の取扱について」（歯科衛生士・言語聴覚士の申請先） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/topics/2012/06/tp0612-1.html
23. e-Gov法令検索「歯科衛生士法」第6条第3項 https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC0000000204
24. e-Gov法令検索「歯科衛生士法施行規則」第3条・第9条・第10条 https://laws.e-gov.go.jp/law/401M50000100046